

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成24年1月25日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽北塔ノ本町34 番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 関西尾池工業株式会社 代表取締役社長 尾池 均 電話番号 075-681-2321					
主たる業種	プラスチックフィルムシート床材・合成皮革加工業	細分類番号	1 8 2 5				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	尾池グループの蒸着・コーティング加工製品の開発から製造、販売に至る事業活動において「エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)」に基づき、エネルギー使用の合理化を総合的に進めることを目的とする。						
計画を推進するための体制	尾池グループ(関西尾池工業㈱を含む)では、エネルギー管理組織を設けた。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,827.9 トン	5,839.4 トン	5,707.4 トン	5,654.5 トン	-1.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,827.9 トン	5,839.4 トン	5,707.4 トン	5,654.5 トン	-1.6 パーセント	
	目標の根拠	新規製膜製造に関わる生産設備、生産補助設備の新設は必要であり続けてゆが、省エネ体制を強化し、効率的設備改善・更新(照明等)も進めてゆく。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産加工数量×1/10万㎡)	6.50	6.44	6.38	6.31	-2.05 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	効率生産、設備改善・更新によって原単位を改善する。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		21.0 ㊦	47.0 ㊦	73.0 ㊦	100.0 ㊦		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	省エネ管理組織の強化、効率生産、空調・冷温水設備の更新					
	(24)年度	効率生産、空調・冷温水設備の更新、照明設備更新					
	(25)年度	効率生産、空調・冷温水設備の更新、照明設備更新					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	現在も通勤の自動車使用は、許可制です。原則一公共交通機関の利用を定めています。					
	上記の措置を採用する理由	自動車使用は、夜勤時の出社(23時)には公共バスがなく自家用車出勤を認めています。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	基準年度を平成22年度に設定した理由: 21年度に省エネ法と同様に法人単位(尾池工業㈱→関西尾池工業㈱)における報告としているため。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。